

地方暦師・地方陰陽師史料の使い方

吉川家文書から考える

小田真裕

How to Analyze Historical Documents of Local Calendar Craftsmen and Local Omnyoji in the Early Modern Period:
A Case Study of the Yoshikawa Family in Nara

ODA Masahiro

はじめに

① 吉川家文書の使われ方

② 吉川家文書を使う
おわりに

【論文要旨】

近世の暦および陰陽道に関する資料群のうち、吉川家文書は、地方の暦師および陰陽師の活動がわかる稀有な資料群である。特に、暦や土御門家が発給した文書だけでなく、奈良で作成された文書資料や、吉川家の蔵書（書籍史料）が質量ともに充実しているため、研究利用する者の視角により、新しい情報を得ることができると注目される。しかし、先行研究では、吉川家文書を研究者の問題関心に基づいて使用してはきたが、資料群の全体像への関心は希薄であった。そこで、本稿では、先行研究が吉川家文書のどの資（史）料をどのように利用してきたのかまとめ、吉川家文書を用いた研究の現状と今後の課題を明確化した。さらに、日本近世史の最新の動向を踏まえた吉川家文書分析の具体例として、近年研究が進んでいる書物・出版研究および蔵書研究の方法論を援用し、吉川家文書の中でも注目されてきた史料である「暦掛り記録」を分析した。「暦掛り記録」の記述を断片的に取り上げるのではなく、史料の

全体を踏まえた分析により、先行研究で注目されてこなかった、陰陽町の暦師（陰陽師）たちのイレギュラーな事象への対応や、記録管理への意識について考察した。

【キーワード】 地方暦師、地方陰陽師、吉川家文書、頒暦、史料論

はじめに

大学や短期大学で日本近世史を学ぶ学生は、「陰陽師の史料」^①と聞いたら、どのようなものを想像するだろうか。おそらく、「面白そうだと興味を持つ者はそれなりにいると思う。しかし、内容を理解することは難しそうだと思う者が多いのではないだろうか。筆者がそのように予想する理由は、筆者の身近な研究者や学芸員ですら、よく目にする地方文書とは違い、字は読めても理解するためには陰陽道に関する詳しい知識が必要だと思い、陰陽師の史料の共同研究に参加していると言う筆者に対し、自分とは縁遠い世界だというような反応を示す者が多いからだ。

たしかに、陰陽道や陰陽師に関する史料は、どこの地域にも存在する訳ではない。だから、地方文書の調査の経験を積むだけでは、内容を理解するための知見を得られないし、専門的な知識があった方が、史料から多くの情報を得られることは確かだ。しかし、特に、本稿が対象とする近世奈良町の陰陽師のような地方陰陽師は、陰陽道の専門的な知識を持たない地域民衆を相手にして陰陽師としての活動をしていたのだから、陰陽道研究ブローパーでなくても理解できる史料はかなりあると考えるべきだろう。多くの人が思っているよりも、地方陰陽師の史料の研究は、参入のための障壁が低いのだ。

二〇二〇年代に入ってから、陰陽道に関する論集や雑誌特集号が、立て続けに刊行されている。^②それらの書籍では、多くの研究者がさまざまな分析視角から論考を寄稿し、研究史の現状と今後の課題をわかりやすく提示している。中でも、筆者も寄稿した『新陰陽道叢書 第五巻 特論』は、「Ⅲ 陰陽道史料の現在」において、吉川家文書を含む陰陽道に関する史料群が紹介され、史料から解明可能な課題が具体的に提案されている。^③本稿を執筆している二〇二三年三月現在は、陰陽道研究を始

めるための前提となる研究史整理や史料の情報が共有されつつある段階と言え、地方陰陽師に関する史料も、従来よりも幅広い層によって分析され、新しい知見が導き出されることが期待されているのだ。

さて、本稿で取り上げる吉川家文書は、現在の奈良県奈良市陰陽町^④に伝来した資料群であり、国立歴史民俗博物館に収蔵される以前の一九八二年に、奈良市史編集室によって作成された目録が公刊されている。^⑤奈良市史編集室の整理では、「1 南都暦」「2 伊勢暦」「7 陰陽道関係文書」「8 陰陽道祭文等」といった内容ごとに分けて、それぞれ年代順に資料番号が付された。また、同年には、木場明志が、吉川家文書を使用した研究論文を発表している。^⑥

奈良市史編集室が発行した目録には、わかりやすい解題と一部の史料の翻刻が収録されている。そのため、国立歴史民俗博物館の所蔵資料になつてからの研究でも参照されてきた。さらに、国立歴史民俗博物館においても、資料の再整理・資料の情報の公開・閲覧環境の整備が進められた。こうした条件があったからこそ、一九八二年から二〇二三年まで四十年以上もの長い間、吉川家文書は、暦や陰陽道の研究に資する資料群として知られ、研究利用されてきたのである。

しかし、吉川家文書を使用した先行研究は、吉川家文書という資料群の全体像への関心は希薄であった。また、研究者により分析視角が異なるため、奈良市史編集室が付けた資料群の分類を横断した研究は少ない。そこで、本稿では、^⑦で、先行研究が吉川家文書のどの史料をどのように利用してきたのか確認する。そして、吉川家文書研究の現状と今後の課題を明確化したい。

また、論考発表以降に進展した研究動向を踏まえ、既に分析されたところがある史料も見直す必要がある。そこで、^⑧では、近世日本を対象とした書物・出版研究の方法論を意識して、吉川家文書の中でも注目されてきた史料である「暦掛り記録」を分析する。

表1 先行研究における吉川家文書の利用

資料番号	資料名	1982 奈良市 史編集室編	1982 木場	1992 安彦	1992 吉田	2007a 小田	2007b 小田	2016 梅田	2018 梅田	2018 小田	2021 小田
1-16	[南都暦] (宝暦 14 年版)					表 2	言及				
1-20	[南都暦] (明和 5 年版)					表 2				一部掲載	
1-22	[南都暦] (明和 7 年版)					表 2				一部掲載	
1-23	[南都暦] (明和 8 年版)					表 2					
1-33	[南都暦] (安永 10 年版)					表 2					
1-134.135	[南都暦] (安政 7 年版)					表 2					
3-1	三嶋暦										一部翻刻
5-1	[具注暦]	言及		言及 (暦師名)							
5-2	延宝八年具注暦	言及									
5-3	天和三年具注暦	言及		言及 (暦師名)							
5-4	天和四年具注暦	言及		言及 (暦師名)							
7-1	(陰陽道) 掟	翻刻	翻刻		翻刻	註 17			掲載		
7-4	(南都暦師中新暦一件二付) 乍恐謹而奉 申上候口上覚	翻刻／引用				註 8					
7-6	(吉川若狭官位継目官銀) 御寄進帳		言及			註 25					
7-8	町内祝儀覚帳	言及か (p.34)				註 22					
7-10	南在檀中毎年御祈祷覚帳		言及		引用	註 24	註 9		一部掲載		
7-16	職札		言及								
7-26	軒別直段引下ケ方之儀ニ付連印帳	言及			言及 (参照)						
7-28	(官服) 許状	翻刻									
7-30	奉差上御請一札之事				翻刻						
7-42	奉差上御請書				言及部分 と関連						
7-43	口上書ヲ以奉御願申上候	翻刻			言及(複 数箇所)	註 12					
7-45	暦掛り記録	部分翻刻 言及	部分翻刻	部分翻刻	言及(複 数箇所)					一部掲載	
7-56	(南都暦弘暦差配取極証書)	翻刻／言及		翻刻	言及						
7-73	(陰陽道) 掟	言及									
7-75	仲間方年中諸入用帳	言及 表作成		言及	言及 表作成						
7-78	(弘暦仕来りの儀) 乍恐奉願上候口上覚	翻刻／言及		言及	翻刻						
7-79	(陰陽道取締役ニ付) 乍恐御届奉申上候	翻刻			言及						
7-80	(藤村数馬身代ニ付) 差入申規定一札之 事	言及				註 28					
7-81	土御門家御支配入官金覚	翻刻	言及								
7-82	(藤村数馬身代一件ニ付) 差入申規定一 札之事	言及									
7-83	(家職預ケニ付) 差入申規定一札之事				言及						
7-85	[暦局御用掛宛願書綴]	言及 (複数箇所)		言及	言及 (引用も)						
7-86	諸国弘暦者盟約書	翻刻			言及						
7-87	頒暦御改正ニ付御布告諸件控	翻刻									
7-88	(退職冥加金) 別紙受取之事	翻刻／言及									

史料番号	史料名	1982 奈良市 史編集室編	1982 木場	1992 安彦	1992 吉田	2007a 小田	2007b 小田	2016 梅田	2018 梅田	2018 小田	2021 小田
7-89	(伊賀・大和両国弘暦許状)	翻刻									
7-90	(頒暦価格二付) 乍恐御伺奉申上候口上	翻刻									
7-92	奈良町之内陰陽町靈符社巨細書										一部翻刻
7-93	(頒暦御改正二付) 為取替約定之事	翻刻									
7-94	(郡山藩弘暦二付) 御届書	翻刻／言及			言及						
7-95	(弘暦出張に付) 奉願上	翻刻 表作成		言及	表作成 (日付誤 記か)						
7-97	(久居藩領内弘暦之儀二付) 奉願上	翻刻／言及			言及						
7-98	(弘暦者退職二付) 差入申証書之事	言及				註 30					
7-98	(弘暦者退職二付) 差入申証書之事				言及						
7-100	曆商社規則書	言及 (複数箇所)									
7-117	明治十七年曆決算表	表作成		言及	表作成						
7-123	退組御願 (林組退組)	翻刻／言及		言及							
7-126	(弘暦者組合事業創業入費受取) 証	翻刻／言及			言及か						
7-128	勘申陰陽寮并被官等職掌官位昇進次第	言及									
7-130	天和貞享御定古格之趣并面々常可心得 条々		言及								
7-143	覚 (奈良曆他国売取締二付)	翻刻／言及		部分翻刻	言及						
7-148	(儉約方申入二付返答二付) 口上之覚					註 26					
7-150	口演 (御貢納金徴収二付)				言及						
7-153	(伊賀国弘暦御免一件二付) 乍恐奉願上 口上書	翻刻／言及									
7-160	書附以奉申上候 (陰陽町家職書上帳)		言及	言及 (下書き もあり)	図作成	註 7					
7-161	町内直下ケ下書			言及							
7-175 か	吉川筑後宛陰陽道役所書状				翻刻						
8-1	反閉作法					註 27	註 16				
8-2	忌部禊詞					表 1					
8-3	地鎮安宅祭文					表 1					
8-4	大織冠御啓白文					表 1					
8-5	術水之法					表 1					
8-6	(卜筮祝文)		言及か			表 1					
8-7	天曹地府祭之図		言及			表 1					
8-8	戸祝					註 23	註 7				
8-9	戸祝					註 23	註 7				
8-10	戸祝					註 23	註 7				
8-12	大嘗会天曹地府祭御行事		言及か				註 8				一部翻刻
8-13	糞考御年卦之事						註 10				
8-18	(八百万神祭図)					註 29					
8-20	家相本命記		言及								
8-26	平産之符		言及								
8-27	(九神祝詞他)					表 1					
8-30	糞考御印形之事						註 11				
8-33	長慶宣明曆算法							表 5			

史料番号	史料名	1982 奈良市 史編集室編	1982 木場	1992 安彦	1992 吉田	2007a 小田	2007b 小田	2016 梅田	2018 梅田	2018 小田	2021 小田
8-34	断易天機							表 5			
8-35	大ざっしょ							表 5			
8-36	古易精義							表 5			
8-37	易道初学 一名 仮名小筥							表 5			
8-38	初学擲錢抄							表 5			
8-39	心易卦数					表 1		表 5			
8-41	梅花心易 全							表 5			
8-42	古暦便覧備考							表 5			
8-43	南伊勢多気郡栗谷村赤城峰霊符山縁起						註 12				
8-44	倭板易学啓蒙							表 5			
8-45	梅花心易掌中指南					註 20		表 5			
8-50	鎮魂祭					表 1					
8-51	宅鎮祭					表 1					
8-52	九将神祭					表 1・ 註 12					
8-53	新撰定暦鈔冬							表 5			
8-55	相法大意 (内題: 相法大意祕秘)							表 5・ 言及			
8-56	易六十四卦占		言及			表 1		表 5・ 言及			
8-57	宣明暦立成秘 上	言及						表 5・ 言及			
8-59	泰山府君祭					表 1・ 註 9					
8-60	易学小筥指南							表 5			
8-61	年中運氣指南							表 5			
8-62	泰山府君祭 (内題: 祭祀供養望斗経)					表 1・ 註 10					
8-63	大嘗会御行事					表 1・ 註 21					
8-68, 69, 136	筮儀 (同名史料)		言及			表 1					
8-71	(祝詞)					表 1					
8-73	九将神祭					表 1					
8-74	天曹地府祭法次第					表 1					
8-75	年卦序書記		言及			表 1・ 註 19	註 14				一部翻刻
8-76	忌部禊事業秘授略					表 1					
8-77	家相図解							表 5			
8-82	(泰山符君之祭)					表 1・ 註 11					
8-91	古易対問一家言 上卷							表 5			
8-92	古易一家言							表 5			
8-97	公事根源 全					表 1					
8-98	二十二社神名帳					表 1					
8-100	中臣祓諸葉草 乾					表 1					

史料番号	史料名	1982 奈良市 史編集室編	1982 木場	1992 安彦	1992 吉田	2007a 小田	2007b 小田	2016 梅田	2018 梅田	2018 小田	2021 小田
8-101	神道封之秘伝		言及			表1・ 註14					
8-102	中臣祓事業秘授略					表1					
8-103	神道喪祭家礼					註15					
8-106	中臣祓諸葉草 坤					表1					
8-110	甫盎(篋篋)日取抄		言及								
8-111	八宅明鏡要覧 施本							表5			
8-117	易学小全(ママ)乾					表1		表5			
8-118	倭王代一覽図(外題:年代記 全)					表1					
8-119	愛宕山勝軍地藏権現秘法					表1					
8-122	鎮宅靈符祭文					表1					
8-124	地鎮祭文		言及?			表1					
8-125	諸神道					表1					
8-128	星図歩天歌							表5・ 言及			
8-132	富士垢離祝					表1	註6				
8-134	般若心経秘鍵并序		言及								
8-138	仏説天地八陽神咒經	奥書翻刻	言及		奥書翻刻						
8-139	妙覚心地祭文		言及								
8-140	(諸神勸請祝詞他)					表1	註5				
8-141	泰山府君祭					表1					
8-142	身曾遣太祓					表1	註5				
8-147	極秘伝判形占口伝書		言及								
8-149	地鎮安宅祭文					表1					
8-150	大陰陽祭儀上言					表1					
8-151	万日取之聞書秘密口伝		言及								
9-25	周易伝義							表5			
9-42	積善児訓 全							表5・ 言及			
12-13	三十二相写本		言及								

註1:論考名の略記は本稿の註を参照。[2007a 小田]は拙稿「南部曆師・陰陽師の読書」, [2007b 小田]は拙稿「幕末奈良陰陽師の活動」を指す。

註2:網掛けにした資料は、『陰陽師とは何者か—うらない, まじない, こよみをつくる』(小き子社, 2023年)に掲載された展示資料もしくは参考資料。他に掲載されている文書資料は, 6-7~9「(旧曆)明治六年曆」, 6-13および14「明治九年太陽曆と太陽略曆」, 6-18「明治十一年太陽曆」, 6-25「明治十六年曆(官曆)」, 7-5「(陰陽道)掟(明和4年)」, 7-12「奉御立願安産鎮祭神符守護之事」, 7-13「(木綿纏官服)許状」, 7-15「(陰陽町家職書上帳下書)」(7-160の関連資料), 7-36「新組定」, 7-37「御貢納上納請取割印帳」, 7-106「頒曆取扱規則」, 7-151「頒曆取締達状写」, 7-158「維新以後頒曆二付達状」, 8-94「呪符集」, 8-108「土公神祭文」, 8-131「吉備大臣唐伝授口伝」, 8-133「鎮宅祭次第」, 8-148「萬星祭事」, 12-18「陰陽雜書」, 13-3「曆入れ袋」, 12-2「土御門家作法必(ママ)伝」, 13-10-6「安家大元水アケ之玉垣之伝」, 15-13「売上明細帳」。

① 吉川家文書の使われ方

(一) 吉川家文書の研究史

『新陰陽道叢書 第五卷 特論』において、筆者は、吉川家文書の研究史を時系列でまとめた⁽⁸⁾。この拙稿を前提として、本稿では、先行研究における吉川家文書の利用のされ方をより具体的に紹介するために、表1を作成し、論文ごとに、引用もしくは言及している史料をまとめた。

吉川家文書の研究史は、時系列を意識すると、一九九〇年代までと二〇〇〇年代以降に二分できる。

前者は、奈良市で史料を閲覧した成果で、一九九二年に論考を発表している安彦勘吾と吉田栄治郎は、奈良市史編集室で吉川家文書の整理に従事していた。両者ともに、奈良の地域史研究への関心が高く、吉川家文書のうち、「7 暦・陰陽道関係文書」に注目した。

一方、当時大谷大学の教員であった木場明志は、陰陽道研究の観点から吉川家文書を分析した。そのため、安彦・吉田と着眼点が異なり、「8 陰陽道祭文等」などの祭文類や蔵書の内容に着目した。

二〇〇〇年代に入ると、国立歴史民俗博物館において閲覧した成果が発表されるようになった。同館には、奈良市史編集室が整理した史料の大部分が、一九八七年度に収蔵された。そして、全点のマイクロフィルム撮影とデジタル化が進められ、また、封筒の詰め替えと目録の精査も行われた。そして、前任者の工藤航平から作業を引き継いだ筆者がまとめた目録が、二〇〇七年三月発行の科研究費研究成果報告書に掲載された。これまでに筆者が発表した論考は、目録精査のための原本確認をした際の知見によるもので、書物・出版研究の進展を踏まえて、暦への書き込みや書物との関わりを、吉川家の歴代当主の個性に注目して分析し

てきた⁽⁹⁾。また、近世の暦と陰陽道に関する研究を進める梅田千尋は、土御門家の暦や陰陽師に対する支配の側面、暦および陰陽道に関する「知」に注目して史料の分析を進めている⁽¹⁰⁾。筆者と梅田は、「8 陰陽道祭文等」を積極的に使用しているように、奈良市史編集室関係者である安彦・吉田とは、吉川家文書を分析する際の着眼点が大きく異なる。

そして、二〇一八年度に、モノ資料や近代の吉川家に関する史料を含む追加分が、国立歴史民俗博物館の所蔵になり、近藤絢音が整理を進めた。この追加分を使用した研究は、二〇二三年三月時点では、ほとんど発表されていない。今後の分析が期待される。

(二) 吉川家文書から明らかにされたこと

次に、先行研究が吉川家文書から読み取ってきた内容を、いくつかのテーマに分けて確認する。

南都暦（奈良暦）の版行・頒布

吉田栄治郎は、奈良町における造・頒暦の盛行にもかかわらず、近世に入ると貞享改暦時までの奈良暦師の動向を知りうる史料は、在地にはほとんど見られなくなると指摘した。吉川家文書も、貞享改暦以前の史料は少ないが、「1 南都暦」「2 京大経師暦」「7 暦・陰陽道関係文書」の充実した質と量は、南都暦（奈良暦）の版行と頒布に関する研究に有益な情報をもたらしてくれる。

奈良暦に関する基礎的な事実を多く明らかにした論者が、安彦勘吾である。安彦は、例えば、一七世紀ごろの奈良暦師名を、天理図書館・内閣文庫・国立国会図書館などの機関に所蔵されている、あるいは古書目録に載っている南都暦とともに、吉川家文書の南都暦から抽出した。陰陽町の暦師は、売暦師と頒暦師に分かれており、吉川家は後者であった。安彦の研究は、前者二家のうちの一家である中尾家の版本も確認した点

に特徴がある。版木の裏面の墨書を紹介し、大坂の彫刻専門家に発注したことがうかがえるという興味深い指摘をしている。

暦ができる過程を詳しく知れる史料が、本稿②で検討する「暦掛り記録」である。一九八二年二月に発表された木場明志の論考、一九九二年に発表された安彦勤吾と吉田栄治郎の論考は、いずれも、「暦掛り記録」から、南都暦版行の通例の日程を紹介している。

暦ができた後のことについては、まず、近世には大和一国に限られたこと、売暦をできた家は中尾家と山村家の二家だけで、吉川家を含む陰陽町の他の暦師・陰陽師は賦暦（土産暦）であり、陰陽師の旦那場（檀那場）回りの手土産などの形で配られたと思われると指摘されている。ただし、奈良暦は大和一国だけで流通したのではなく、安彦は、本稿②で取り上げる藤木美濃の例にも言及し、西国筋に「暦用文通所差配手代」を依頼するほどに弘暦地域を拡大していたようすを看取し、「奈良暦は売暦・土産暦ともに各地で受容があったといつてよい」と述べている。

売暦・頒暦と関わって、「町内直ヶ下書」、「陰陽町家職書上帳」から、天保改革後の暦の値段や陰陽町の暦師・陰陽師たちの存在形態が考えられてきた。本研究報告で翻刻した「仲間方年中諸人用帳」は、頒暦願出数、半期分の掛り金高がわかる史料である。前者は安彦と吉田の論考に、後者は吉田の論考に、いずれも図示されている。安彦は、売暦師二家であつても、売暦師の立場のみでは生活は不安だつたらうと推察し、吉川家を含む土産暦師のくらしは「大へんと思われる」とし、「奈良暦師は陰陽師としてのご祈祷料収入で、おまな生計がたてられていたと考えてよい」と指摘した。この経営の不安定さに関する理解は、他の論者にも共有されており、吉田は、頒暦範囲と定められた大和一国外への売暦を試みたり、届出数以上の摺出しをおこなっていたりしたことを窺えると指摘した。

吉川家文書は、幕末維新期の暦に関する文書史料も充実している。そ

の要因として、吉川筑後が、当該期に惣代を勤めていたことをあげられる。本研究報告に翻刻を掲載した「暦局御用掛宛願書綴」は、弘暦数の分配を紹介し、弘暦者持場を表にする際の典拠として用いられることが多い。また、吉田栄治郎は、大和・伊賀両国において、支配人が任命されたことにも注目し、任命を、弘暦業務の一層の徹底を図るためと理解した。吉田は、明治に入ってからのことにも言及し、経営基盤の不安定な暦師の脱落をまねいた事例として、藤村数馬・藤岡和清の例を紹介した。

他に、明治九年（一八七六）の「暦商社規則書」からは、頒暦商社の出張所の所在などが読み取られている。吉川家の経営については、明治十年代の暦決算表がある。そして、頒暦商社林組の退役願から、安彦勤吾は、林組退職を決意したことを指摘し、もはや奈良暦でない頒暦であり、林組の請け負いの枚数が年ごとに不安定さを増すばかりだったこととの関連を示唆している。

なお、安彦は、南都暦に関する研究課題を列挙している。具体的には、摺りを任せる人をどこから雇ったか、幾種類もの紙の仕入れはどうしたのか、墨・水引・綴りのコヨリのことを考える必要性がある、などである。また、印刷後の作業について、旧奈良暦師家でも伝承がないと述べている。

陰陽道・南都陰陽師の活動

次に、陰陽道研究の観点による研究成果を紹介する。

奈良市史編集室編『吉川家文書目録』が刊行された一九八二年に、陰陽道および地方陰陽師研究の観点から吉川家文書を分析した研究者が木場明志である。木場は、「陰陽道掟」の三条項にある「陰陽家行事」として「修されたであろうもの」を、祭祀と祓いに分けて、具体的に挙げている。この具体的内容の根拠に、吉川家文書が使用されている。そし

て、「災害を予知して禍いを避け、幸福を招くところに目的をおく陰陽道としては、こうした祭祀や祓いに行事の重点があったことは当然であろう」と評価している。

木場は、吉川家文書のうち、天曹地府祭関係の史料にも注目した。吉川家文書に「大嘗会天曹地府祭」「天曹地府祭之図」などの史料があり、また、『奈良名産史』に見られる元文三年（一七三八）霜月の天曹地府祭に、南都陰陽師が出仕した記録があったことから、「時において朝廷行事にも、土御門家の郎党の如き形でつき随うことがあったことを示していよう」と指摘した。

吉川家と地域の人びとの関係に関する史料として注目されてきたのが、「南在檀中毎年御祈禱覚帳」である。この史料からは、吉川家が、添上・添下・山辺・式下・平群郡を「南在檀中」として、二六か村の旦那場と一八〇軒の旦那家を持って毎年祈禱のために回在したことがわかる。木場明志は、さらに、他の宗教者との関係や実践面に着目し、檀那場（旦那場）における類似の祈禱宗教者との確執の惹起を指摘した。また、陰陽町において、平素の活動として、鎮宅霊符社への奉仕を怠っていないことを、「鎮宅霊符神毎日行法次第」の存在から指摘した。

安彦勘吾・吉田栄治郎と異なり、木場は、書籍史料も分析した。そして、仏教関係の写本が混ざっていること、神道的な標題をもつ祭文・秘伝類も、ひもといてみれば、必ずといってよいほど諸仏・諸菩薩の名が見られることを指摘し、「近世陰陽道の伝播経路やその成立に、少なからず示唆を与えてくれるものとして興味深い」と述べた。

木場の論考は、当時あまり注目されていなかった書籍史料を分析した先駆的な地方陰陽師研究だが、二〇〇〇年代に進展した書物・出版研究で用いられるような、書物の史料批判や読み手の個性への着目は不十分である。そこで、筆者は、特に写本に見られる書き込みに着目し、歴代当主の個性を追究し、彼らが強い職分意識を持って主体的な読書を行っ

ていたと考察した。また、梅田千尋は、『シリーズ〈本の文化史〉4』所収の論考において、書籍の刊行時期や流通量にも注目し、蔵書に、「南都陰陽師・暦師が作成し、その共同体内部で伝えられてきた知識」が見られると推察した。梅田は、さらに、蔵書や「知」の内容に暦占と祭式で差異があることを指摘し、易占・暦占書に関しては、「土御門家の影響は限定的であったと思われる」と指摘し、組織的帰属と知識の源泉とは必ずしも一致せず、抛るべき典拠は個々の判断で取捨選択していたのだろうと推察した。

なお、木場明志は、「陰陽道組合取締願書」を、幕府の史料などと合わせて検討し、類似宗教者の横行や勝手に陰陽師を名乗る者が出てきたことに手を焼いたという推察を補強した。他の宗教者との関係については、吉田栄治郎も考察している。例えば、嘉永四年の取締り願いを、神職・僧侶が陰陽師免許を受けた例として紹介し、「おそらく、当時の住僧が「有髪・束髪」ではないものの「占考・祈禱・日取・方角等考」にかかわり、陰陽師免許を得たものだろう」と指摘した。また、吉川家文書以外の事例（葛下郡三倉堂村竜王宮の神主吉村豊後）から、陰陽師専業の者だけでなく吉田家から許状を受けた神主も、土御門家からの陰陽師許状を受けていたと指摘している。

また、吉川家が文政八年（一八二五）に任命された取締役について、木場明志は、①一国内を本組・新組に分け、②陰陽師免許を持つものを郡単位に組織し、③取締役―支配人―陰陽師という支配組織が確立し、それをテコに土御門家の教線が一層大和各地に伸びていった様子が窺えるところ。それぞれの典拠は、①は官金定書、②は願書の文言、③は天保十四年（一八四三）の大安寺村久蔵の請書である。

土御門家

吉川家文書から、土御門家に関する情報を読み取った研究成果もあ

る。

梅田千尋は、本所掟・条目を比較する際に、吉川家文書の「7 曆・陰陽道関係文書」も用いている。単著所収の論考において、具体的に使用した史料は、天和・貞享御定（7・130）と「掟」（7・1）である。天和・貞享御定は、他にも所蔵があり、「本所御触書」と同時に出されたことを指摘し、内容分析をおこなった。天明四年（一七八四）八月に揃って作成され、陰陽道組織の祖法として扱われたこと、天明四年に集中して出された触れが、西日本の陰陽道組織において重要な変化をもたらしたと考えられることを指摘した。また、史料に見られる「関東領曆御調役所」という表記に注目し、幕府天文方の提案が一部採用されたと考察した。

陰陽町

先述した「陰陽町家職書上帳」は、陰陽町について知るための重要な史料である。木場明志は、「陰陽師兼曆師」とある家々が軒を接していた様子がよく判ると述べた。また、吉田栄治郎は、貞享年間の陰陽町と比較するため、陰陽町の家並を図示し、町屋十六軒のうち陰陽師・曆師は六家にすぎず、通例の奈良町とほとんど変わらない様子を示すようになっていたと述べた。

② 吉川家文書を使う―「曆掛り記録」の分析―

（一）「曆掛り記録」の全体像

次に、吉川家文書の中でも、南都曆および地方曆の版行に関する詳細な情報を得られる史料として注目されてきた「曆掛り記録」を分析する。

表2 「曆掛り記録」の内容

丁数	内容
表紙	「嘉永七甲寅年正月吉日」「曆掛り記録」
1 オ・ウ	白紙
2 オ～4 オ	例年の新曆願に関する諸事（頒曆調御用所宛て提出時の内袋の雛形、例年曆願時期ほか）
4 ウ～9 オ	嘉永7年新曆願関係文書写し
9 ウ～11 オ	嘉永4年11月8日付け文書写し（天文方改めの押切写しほか）
11 ウ～13 オ	例年の献上曆に関する諸事（土御門殿献上曆控・御奉行所献上曆控）
13 ウ	白紙
14 オ～16 オ	嘉永7年新曆願関係文書写し
16 ウ～18 オ	安政2年新曆願関係文書写し
18 ウ～20 オ	安政3年新曆願関係文書写し
20 ウ～24 ウ	安政4年新曆願関係文書写し
25 オ～28 オ	安政5年新曆願関係文書写し
28 ウ～31 オ	安政6年新曆願関係文書写し
31 ウ～34 オ	安政7（万延元）年新曆願関係文書写し
34 ウ～37 ウ	文久元年新曆願関係文書写し（藤木美濃一件につき覚書を含む）
38 オ～41 オ	文久2年新曆願関係文書写し（文久3年天文方との書状・押切に係る諸事を含む）
41 ウ・42 オ	文久3年新曆願関係文書写し
42 ウ～44 ウ	元治元年新曆願関係文書写し
45 オ・ウ	慶応元年新曆願関係文書写し
46 オ～47 ウ	慶応2年新曆願関係文書写し
48 オ・ウ	慶応3年新曆願関係文書写し
49 オ・ウ	白紙
50 オ～55 ウ	御本所様よりの御一新に伴う達し以降の対応
56 オ～59 オ	明治2年10月、藤岡丹波陰陽職弘曆者退職、和清相続につき各種書類写し
59 ウ・60 オ	明治2年10月、土御門家陰陽道制令者申し付けられ候につき奈良県宛て届写し
60 ウ	白紙
背表紙	「陰陽生 組中」

先述したように、先行研究は、「暦掛り記録」からさまざまな情報を抽出してはいるが、史料全体の紹介はされてこなかった。そこで、表2に、「暦掛り記録」の全体像をまとめた。

これらの内容の中でも、三丁ウラの記述から、毎年の発行までの過程がわかることが注目されてきた。具体的には、次のスケジュールである。

〔史料1〕

例年暦願

- 五月中ニ新暦願出ル
- 七八月中ニ御写本暦頂戴
- 九月中ニ校合改差出ス
- 十月十一月中旬迄校合相済
- 十二月朔日御奉行様江暦献上
- 十一月中ニ御殿向献上暦差出ス

このスケジュールは、「彫刻摺立方」に三月上旬から取り掛かりたいという明治に入ってからのもので（「暦局御用掛宛願書綴」より遅いが、おそらく天保改暦以降は、同様のスケジュールだったのだろう。おそらく「暦掛り記録」からは、「史料1」でいう「例年」とは違うスケジュールになった年があったことがわかる。次に、節を改めて、そうしたイレギュラーな事象にどのようなものがあったのか、なぜ、そのような事象が起こったのか確認しよう。

(二) 新暦作成の遅れ

表3を見ると、幕末においては、江戸表からの御写本暦頂戴が、目標とされている七〜八月中より遅れがちだったことがわかる。

さらに、安政五年（一八五八）は、予期せぬ要因で、例年だと七〜八月である江戸表からの御写本暦頂戴が、十月になった。「暦掛り記録」

表3 新暦作成の時期

	江戸表と番所に 新暦の願出	御写本暦頂戴	校合改差出し	校合相済	奉行宛て暦献上	御殿向献上暦 差出し
例年の予定 （「暦掛り記録」による）	5月	6～7月	9月	10月～11月中旬	12月 朔日	11月中
嘉永4				11月 8日		
嘉永7（安政元）	5月24日	8月16日	9月21日	10月16日	12月11日	
安政2	5月26日	9月朔日	9月晦日	11月11日		
安政3	5月26日	8月28日	9月25日	11月 3日		
安政4	5月24日	8月24日	9月28日～29日	10月晦日		
安政5	5月25日	10月 9日	10月29日	11月20日		
安政6	5月26日	9月 3日	①10月 6日 ②11月22日	①11月17日		
安政7（万延元）	5月26日	9月10日	10月11日	12月 5日		
文久元	5月27日	11月 6日	11月 8日			
文久2		8月27日	9月20日			
文久3	5月27日		10月 5日			
元治元	5月23日	9月11日	10月26日			
慶応元			10月26日頃か			
慶応2	5月24日	9月 8日	10月22日	正月12日か		
慶応3	5月23日	9月12日	10月25日			

空欄は「暦掛り記録」に記述が見られないものを示す。

には、その理由が記されている。

〔史料2〕

右ハ例年七八月中ニ江戸表分御下ケ被下候之処、去ル八月ニ御公儀様御凶事ニ付、五十日御忌ニ付延引相成、右ニ付御役掛方へ引合ニおよび再願伺罷出候積り之処、院経師方へ同断延引之事故差扣見合、十月九日之頂戴ニ相成候、以来心得のため相扣へ申置事

「御公儀様御凶事」とは、七月六日に將軍徳川家定が死去したことを指す。この年は、南都曆師からの新曆願は例年通り五月中だったが、不慮の出来事により、以降の時間の余裕がなくなってしまったのである。ただし、校合改の提出を十月二十九日、校合の完了を十一月二十日と、少しづつ短い期間で済ませた結果、目標とされている十一月中旬から少しの遅れで済ませることができた。

傍線部からわかるように、陰陽町の曆師・陰陽師たちが、自分たちの心得のために記録を残そうと意識していたことが注目される。南都の曆師惣代としての吉川家当主、さらには、南都曆師たちの、記録に対する意識を読み取れる記述である。

安政六年も例年通りにはならなかった。今度は、南都曆師側のミスが大きくな要因になったようである。まず、写本曆の受け取りが例年より少し遅れて九月三日になり、南都曆師からの校合改提出も十月六日になった。そして、十一月十七日に江戸で校合が済んだ旨を知らされたが、天赦日の落字があったことを指摘された。その結果、再度、校合改めを十一月二十二日に提出することになった。再提出の事例は、「曆掛り記録」からは他に確認できないが、急いで校合改めを提出した結果、正確性が低くなり、さらに厳しいスケジュールでの再提出が必要になったのである。

続く安政七年（万延元年）も、南都曆師側の校合が、例年より遅れた。

〔史料3〕

覚

一例年校合済十一月中旬迄ニ相済候処、当年ハ十二月ニ相成至相済不申、御状等も御差越無之ニ付、御懸り正岡様へ吉川氏引合ニ罷出、其後十二月六日ニ御状ハ渡し相成、奉行所様へ藤木罷出無滞相済事

右ニ付何願書相認左之通り相願申上候積之所、前日相済候願書差出しニハ不及事

吉川家当主が「御懸り」（曆掛り正岡）のもとに出向いた結果、陰陽師惣代である藤木長門・山村左門の口上を記した文書を提出する必要はなくなったが、南都曆師側の事情で遅れたことがわかる。

このように連年遅れが生じていた幕末の曆校合スケジュールは、続く文久元年は、「大延引」となった。

〔史料4〕

覚

一十一月六日御写本曆頂戴ニ付、藤木中尾奉行所へ罷出、例年之通り相済引取事、当年ハ大延引ニ成掛り、御役人中へ頼入御歎願差上候而、依之葉山左衛門尉様之御斗ヲ以、江戸表分六日切ニ而当着之事

酉年
十一月六日
出 藤木長門
中尾主膳

なお、「史料4」の直前には、この年の八月から九月にかけて、次のような出来事があったことが記されている。

〔史料10〕

覚書

一 八月十四日夕、京大経師降屋内匠殿半田横町宇陀屋平右衛門方へ罷出被申候、其夜以手代、書状にて対面致度由被申参候、其御御殿御仕方二付、調達講加入之義二付、三上様御出役二付、吉川若狭罷出候御、大経師と出合二付、以其席二而对面致候処、先方被申候二者、先達而分段々引合申上居候御組中之内、藤木美濃殿者大坂表二而弘曆被致候、右二付大坂表二而取次所へ段々及引合候へ共埒明不申候二付、当地御奉行所様江可致訴訟由被申候二付、売曆方山村中尾も右申入、兩人も度々被及引合候処、対談不行届候二付、同廿日御奉行様江願書被差出候二付、仲間惣代并藤木美濃被差出、右大経師分願之趣被仰聞二付、下対談之御願申上、吉川并山村を以訛書ヲ以下済之積相成、同廿二日之朝大経師伺達二而下済之趣申上、請書等認奉差上二而大経師願書被差上候、御下ケ二相成、右同道二而引取相濟事、御掛り与力玉井郷七郎殿同心村田耕作殿も、翌廿三日夕大坂表江罷出、藤木美濃弘売取次所へ罷越、被渡置之書付取上帰南可致事、右二付八月十四日夕九月朔日迄吉川若狭山村左門中尾主膳引合同二相懸、朔日帰南之節、翌二日二大経師方へ右之由以手紙申遣候事、大坂二而松浦方へ大経師出張、八月廿六日大経師京都へ引取、同廿八日二当方も引取候義申遣事、九月六日夕御殿分飛脚老人吉川へ向來ル事、右御達書 老通山村左門中尾主膳藤木美濃三人召連^(マ)連参殿之趣被仰聞、右吉川三人之者同道にて九月八日夕上京之事

傍線部からは、南都曆師の一人である藤木美濃が、大坂表での弘曆を囿り、売曆師の二家とトラブルになったことがわかる。吉川家文書には、万延元年から文久元年にかけて作成された、藤木美濃に関する文書が散

見され、先述した安彦勘吾の他に吉田栄治郎も、大和一国外への頒曆がおこなわれていたことを示す例として紹介しているが、詳細な検討は加えられてこなかった。

この一件に関しては、南都の曆師・陰陽師間での問題であるため、惣代である吉川家も、解決のために追われたようである。先行研究では、売曆師と頒曆師の間の関係がフラットでなかったという理解は共有されている。また、明治初年の史料からも、その理解の妥当性を見て取れる。幕末維新期の記録に見られる南都の曆師・陰陽師の協調関係の揺らぎは、造曆・頒曆のあり方にどう影響したのだろうか。さらに検討を深めるべき課題である。

また、不慮の出来事が校合に影響した年として、元治元年（一八六四）もあげられる。

〔史料11〕

一筆啓上仕候、寒冷之節先以

天文方様益御安泰被為遊御座恐悦至極被成候、次二各々様弥御勇健勤役可被成候処珍重之御儀奉存候、然者来丑年御写本曆を以当地曆出板仕候付御校合御願奉申上候、当年者京都板木師共類焼二而職方手支候付、延引仕候段、■■■奉恐入候、幾重にも御仁免を以御校合被為成下度様奉願上候、先者右御断奉申上度如斯御座候、恐惶謹言

十月 山村左門
吉川筑後

吉村金五郎様
寺井福太郎様
吉田安太郎様

「京都板木師共類焼」とは、二百余りの寺社と八百以上の町が焼失したという、七月の禁門の変の影響によるものと考えられる。幕末におけ

る京都の動乱は、南都暦師たちの造暦・頒暦にも影響を及ぼしたのである。

なお、「暦掛り記録」には、もう一か所、京都の板木師との関係がわかる記述がある。慶応三年（一八六七）の部分を用しよう。

〔史料7〕

口上覚

一慶應四年戊辰年御写本曆九月十二日頂戴、判木出来、十月廿日判

木師当地江下り、同廿五日校合相済御奉行所江改校合差出し、翌

廿六日

吉川筑後

中尾主膳

十月廿六日

京烏丸通高辻上町

判木師 路熊敬助殿

路熊敬助は、現在の株式会社ロクマの創業者と見做される、天保三年（一八三二）に開業した版木彫刻師である（同社ホームページ参照）。安

彦勤吾は、中尾家の版木の墨書に基づき、大坂の彫刻専門家への発注を指摘したが、「史料6」や「史料7」からは、京都の板木師にも依頼されていたことがわかる。安彦は、奈良暦研究の課題の一つとして、「摺

りを任せる人をどこから雇ったか」をあげていた。「暦掛り記録」からは、大坂の板木師に関する情報を得られないので、大坂と京都の板木師と南都暦師との関係が、家や時期によって違う可能性も考えられる。こ

こでは、南都の暦師・陰陽師が、奈良だけでなく、大坂や京都の人びととの関わりの中で作られ配られたこと、そのために、奈良以外の社会状況からも影響を受けたことを確認しておこう。

（三）「御一新」と南都暦

「暦掛り記録」は、話題の切れ目に白紙の丁が置かれている。慶応三年と四年の間の一丁が白紙になっているが、白紙の後の記述は、幕末維新期における暦のあり方を考える上でとても興味深い。

〔史料8〕

覚書

一慶應四戊辰年二月廿八日御本所様御達し書状到来拜見之処、今

般 御一新之折柄、京師之以側量推歩、頒暦等於当御本所二被為

執行候趣被為蒙仰候二付、其表一統江被相達候様被 仰出候間、

早々恐悦可申上旨御沙汰二候事

二月廿八日

暦御役所

吉川筑後殿

右二付二月晦日分惣代吉川筑後供上人上京致恐悦申上、是迄江戸表分年々相廻り候次第売付持参可致様御沙汰付、仲間勘定帳并書付持参差上事

一七月廿八日御本所様御達し仲問方年々配暦致し候暦員数高取調可差出候様被仰候二付、一統相調員数高書附可差出事其旨被仰聞候、未暦方御取極無之二付、追而取極り上、御沙汰事被仰出候事

一八月廿一日御本所様御達し状二付、惣代吉川罷出候処、今般頒暦方取極御治定二相成間、来巳年弘暦御下ケ被成下候間左相心得、明昼後八ツ時頃二罷出候様被仰聞候間、翌八ツ時頃参殿致候処、来巳年弘暦被仰候二付てハ御申渡候義も在之候

右御申渡之趣御達書御書付御下ケ被成候御請書可申上旨被仰付候、則其節取次三上様御渡し相成候御請書御玄関二而奉差上様被仰付候へ共、惣代実印無之二付、帰南之上奉差上候様願申上、

帰南迄猶予御願申上、仮請書奉差上候而帰南之事

右御申渡之趣帰南早々一統寄合之上申渡、一統難在承知事同様書付別紙之旨申越事

一其後山村左門中尾主膳上京致し、私共是迄南都表壳曆致居候二付、此度御一新二付、惣代一統弘曆者と被仰付候趣、何卒私共兩人江是迄之通り壳曆之分御願申上度由被願出候趣御聞届、口上二て其旨帰南惣代江相達し候様被仰付候、右付兩家今吉川江以後是迄之通り兩人江壳曆被仰聞候間、是迄之通り相心得、一統壳曆不相成様申来候、右付惣代十月十一日今上京致し、御本所二而兩人今願之趣相伺候趣、吉田氏被罷出、則御殿玄関ニおひて先達而御申渡之義ハ是迄之通不申入候旨、山村中尾兩家ハ是迄之通り壳曆可致様申付候旨被仰聞、乍恐申上候、先達而惣代江向御申渡し之書付御渡し相成難在頂戴仕候御趣意之趣、今般御一新二付、是迄之振合とハ事替候儀二付、御殿方二て曆御摺立御渡し被成候、右付夫々冥加并諸入用等算用藤本美作被仰付、左候得者兩人之者共江差出候而、其調二預り度御願上候趣、引立御状御下ケ相成早々引立差出候、十月十七日二京着致し、兩人并藤本美濃三人共十七日昼後上京、翌十八日吉川藤本藤木山村中尾五人同道參殿致し候、右之御調二付、山村左門中尾主膳兩人奥江被召出候而川本藤八様分御尋之義、先年壳曆始之節御殿分御書付頂戴致し被願候書付持參二付差上申事、右兩人引申上^カ昼後二及ひ右三人奥江被罷出候而、此度之儀御調被仰付度五人分右之通書付差出候二付、其許十人之者共先年分古キ書付等有之哉御尋二付、猶又取調申上様御飯申上^取而三人帰南、古記糺取調十九日帰南、廿三日上京致し、右書付五通り御座候趣、追而御沙汰之由被仰聞引取申上候事、其後十月晦日惣方被召出、改而御書付御渡し二付被成則別紙之旨事相濟一統落着申上候、曆方引合俵利江申出、十一月九日惣方帰南之事

一其後藤本藤木私用二付上京致し候趣、御殿向御用在之趣俵屋へ向達し而參殿致し候趣、献上曆之分其以見差出被成、曆列新調致し度被仰付而、本曆壳曆致候義被相上候書付一通頂戴致し、則藤本廿四日帰南之上御許容之書付拜見、翌廿四日山村中尾吉川へ呼寄、大本曆壳曆致候儀停止之旨申渡候、壳曆ハ長曆略曆大小柱式通りヲ以壳曆可致事、本曆ハ土産弘曆斗二限候事申渡

十一月廿四日

右弘曆一統右之趣相達申置事

二月二十八日付けの覚え書きで、「御一新」によって、京都の土御門家が、測量や頒曆を司るようになったことが、土御門家の曆役所から南都曆師の惣代吉川筑後に伝えられている。それを受けて、二日後の二月晦日に吉川筑後は上京して、以後の対応を確認している。

その後少し間が空いて、七月二十八日に、土御門家から毎年の配曆の員数を調べて提出すべきことが求められている。「未曆方御取極無之ニ付」という表現から、「御一新」が、造曆・頒曆のあり方に短期間での転換を迫るものであったことがわかる。そして、惣代であった吉川筑後は、度々上京して、土御門家とやり取りしている。

また、日付は明記されていないが、八月十月のどこかで、壳曆師であった山村左門・中尾主膳の両名も上京し、従来通りの壳曆を認めてほしいと、直接土御門家に伝えている。「曆掛り記録」の表現を見ると、両名は、御一新にもなつて南都曆師「一統」で「弘曆者」となることが伝えられたため、壳曆師と頒曆師の区別がなくなることを懸念したのであろう。また、先述した、頒曆師である藤本美濃が大坂で壳曆をしてきたような、大和国外での壳曆の事例を考慮した可能性もあるだろう。

度々上京していた惣代の吉川筑後を通してではなく、直接土御門家のもとに向かい、従来通りの壳曆が認められたという言葉を取ろうとした

点から、売暦師と頒暦師の関係性を読み取れる。

この「御一新」に伴う売暦・頒暦の転換は、決着が長引いた。十月十八日には、「古記札」という、古記録の取り調べが行われたようである。何が参照されたのか不明だが、吉川家文書には、背表紙に「陰陽生組中」と書かれた「暦掛り記録」のように、陰陽町あるいは南都の暦師・陰陽師たちの共有文書と考えられる史料がある。本稿では論じきれないが、吉川家文書は、史料の文言に注目するだけでなく、史料群全体の形成過程や利用面も考える必要があるだろう。

おわりに

本稿では、筆者が二〇二一年に発表した「吉川家文書の陰陽道関係史料」を補足する形で、吉川家文書を用いた先行研究を整理し、今後の検討課題を考えた。そして、吉川家文書のうち、「暦掛り記録」を詳細に分析した。

吉川家文書のように、文書史料もモノ資料もあり、暦・陰陽道いずれの研究にも資する資料群は珍しいかも知れない。ただし、他の資料群であっても、地方で活動した暦師・陰陽師に関する史料の分析方法として、次の点に留意することは有効だと考える。

①資料群の全体像への着目：史料がどのように近世社会（あるいは近代社会）において使われてきたのか、資料群がどのように形成されたのかという視点を持つべきである。その視点によって、史資料が伝来した家だけでなく、地方暦師・陰陽師の集団で共有された知識や情報も考えることができるだろう。

②陰陽師内部の関係性への留意：例えば、先行研究でも指摘されてきた売暦師と頒暦師の間の矛盾や、退職者に見られるような頒暦師の中の差異は理解しやすいだろう。さらに、本稿で指摘したいのは、藤木

美濃の事例に見られるように、矛盾を孕んだ暦師・陰陽師集団において、最低限の協調関係が模索されていただろうということである。史料が生成する局面を考えると、対立や矛盾の関係は目につきやすいが、例えば「暦掛り記録」のような情報量が多い史料を丹念に読み込むなどして、当時の集団のあり方を具体的に解明する必要があるだろう。

③外部との関係への留意：地方暦師・陰陽師が生きた地域の人びと、京都の土御門家、あるいは土御門家の江戸役所、幕府天文方などとの関係に留意することは勿論だが、本稿で言及した京都の板木師のように、史料を丁寧読み込むことで新たな存在に気付くことがある。また、檀家との関係の実態の解明も、依然として南都の暦師・陰陽師の研究課題として残されている。京都の情勢が奈良における新暦作成に影響を及ぼしたように、地方暦師・陰陽師と関係がある人びとが暮らした他地域の情勢が、暦師・陰陽師に影響を与える側面があったのだから、特に、暦師・陰陽師以外との関係の具体像の解明は、とても重要な検討課題となる。

また、木場明志が「官金覚」から、上納があった場合の制令者への割戻金の定めがあることも「興味深い」と指摘しているような、金銭面・経営面の分析は、今後の検討課題である。そして、幕末維新时期から近代までを視野に入れた分析を進める必要がある。「暦掛り記録」の慶応四年の記事からは、「御一新」が地方暦師集団に与えた影響の大きさを窺える。近年、暦の近世から近代への転換に関する研究が盛んだが、そこでは、主に、旧暦から新暦への転換点が注目されてきたような印象を受ける。改暦のインパクトの大きさに異論はないが、京都の類焼の影響や慶応四年の「御一新」など、幕末維新时期の社会変動によって、地方暦師および地方陰陽師たちが、さまざまな影響を受けていたことを押さえておきたい。

(附記)

本稿には、企画展示「陰陽師とは何者かーうらない、まじない、こよみをつくる」の準備期間や会期中に、展示プロジェクト委員や展示観覧者との意見交換を通じて得られた知見を盛り込めなかった。展示図録『陰陽師とは何者かーうらない、まじない、こよみをつくる』（小さ子社、二〇二三年）の吉川家文書に関する記事も、ぜひ参照していただきたい。

註

- (1) 本稿における「史料」と「資料」の使い分けは、本研究報告所収の拙稿「吉川家文書を理解するために」に準ずる。本稿では、主に近世から明治初年に作成された文書資料を研究で使うための視角や方法を考えるため、「史料」という文言を主に用いて論を進める。
- (2) 『現代思想』二〇二一年五月臨時増刊号「総特集 陰陽道・修験道を考える」、細井浩志・赤澤春彦・梅田千尋・小池淳一・林淳編『新陰陽道叢書』全五巻（名著出版、二〇二〇～二一年）、陰陽道史研究の会編『呪術と学術の東アジア』（勉誠出版、二〇二二年）。
- (3) 山下克明「陰陽道関係の伝来史料」、高田義人「宮内庁書陵部所蔵の陰陽道関係史料」、遠藤珠紀「東京大学史料編纂所所蔵の陰陽道関係史料」、山本琢「若杉家文書の陰陽道関係史料」、鈴木一馨「皆川家文書の陰陽道関係史料」、拙稿「吉川家文書の陰陽道関係史料」。
- (4) 奈良市史編集室編『吉川家文書目録』（同編集室、一九八二年）。なお、同目録では、「7 曆陰陽道関係文書」という「・」が無い表記を採用している。
- (5) 木場明志「近世土御門家の陰陽師支配と配下陰陽師」（『大谷学報』六一―三、一九八二年）。
- (6) 安彦勘吾「奈良暦師について」（『生活文化史』二二二、一九九二年）、吉田栄治郎「近世大和の陰陽師と奈良暦」（『陰陽道叢書』3 近世「名著出版、一九九二年）。他の先行研究は、注記を参照。
- (7) 書物・出版研究のまとまった成果として、『書物・出版と社会変容』一―三〇（二〇〇六年～二〇二三年、刊行継続中）、『シリーズ〈本の文化史〉』一―四（平凡社、二〇一五～一六年）がある。また、本稿における「暦掛り記録」の分析と関わる研究として、工藤航平『近世蔵書文化論』（勉誠出版、二〇一七年）がある。

(8) 前掲註3拙稿。

(9) 拙稿「南都暦師・陰陽師の読書―吉川家文書を素材に―」（平成十六～十八年度科学研究費補助金研究成果報告書『呪術・呪法の系譜と実践に関する総合的調査研究』研究代表者・小池淳一、二〇〇七年）、拙稿「幕末奈良陰陽師の活動」（『国文学 解釈と鑑賞』七二―一〇、二〇〇七年）、拙稿「奈良暦師吉川家旧蔵資料」（『歴博』二一〇、二〇一八年）。

(10) 梅田千尋「近世陰陽道組織の歴史的展開」（同『近世陰陽道組織の研究』吉川弘文館、二〇〇九年、初出二〇〇三年）、同「暦占書」の出版と流通」（『シリーズ〈本の文化史〉』4 出版と流通、平凡社、二〇一六年）、同「近世南都の暦と陰陽道」（『歴博』二一〇、二〇一八年）。

(11) 前掲註6安彦勘吾「奈良暦師について」、吉田栄治郎「近世大和の陰陽師と奈良暦」。

（船橋市郷土資料館、国立歴史民俗博物館共同研究員）
 （二〇二二年一月二日受付、二〇二三年三月二日審査終了）

How to Analyze Historical Documents of Local Calendar Craftsmen and Local Onmyōji in the Early Modern Period: A Case Study of the Yoshikawa Family in Nara

ODA Masahiro

The purpose of this paper is to present a new perspective on the studies on historical documents and materials of local calendar craftsmen and local Onmyōji, based on the summary of previous research using the Yoshikawa Family Documents and the deciphering of “Koyomi-Gakari-Kiroku”, which is one of these documents and have been drew attention by many researchers.

The Yoshikawa Family Documents is a very rich collection related to the creation and distribution of calendars and the activity of Onmyōji in Nara. However, in previous studies, researchers have focused only on themes concerning their own interests and have paid little attention to the whole group of the archives and materials of Yoshikawa Family. Therefore, the members of our collaborative research focused on the overall picture of the Yoshikawa Family Documents and deciphered several noteworthy documents including “Koyomi-Gakari-Kiroku”.

“Koyomi-Gakari-Kiroku” is the document with a lot of information on the creation and distribution of local calendars, recorded from 1854 to 1869 by the calendar craftsmen (many of them are also Onmyōji) of Ingyo-Machi, Nara. However, previous researches using it analyzed only some of the articles, such as usual schedule of the creation and distribution of “Nara-Goyomi”, the local calendars created in Nara.

Therefore, we check the overall structure of “Koyomi-Gakari-Kiroku” and analyze it in detail. Then, we consider the subjects which have not received enough attention in previous studies, such as responses to unusual situations by the calendar craftsmen of Ingyo-Machi and their awareness of archiving.

Key Words: Local Calendar Craftsmen, Local Onmyōji, Yoshikawa Family Documents, the Creation and Distribution of Calendars, Studies on Historical Documents and Materials